

教育委員会会議録

令和2年3月25日（水）午後1時16分 開会
午後2時15分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、広沢憲治委員、大須賀憲太委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員
塩谷育代委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
川村雄司生涯学習監、山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長
稲葉均福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長
高橋亮太文化財保護室長、伊藤尚巳総務課主幹、太田佳永子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（3）教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和2年2月定例県議会の概要について

稲垣総務課長が、令和2年2月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 請願の審査について

稲垣総務課長が、請願の審査について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3） 教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（4） 令和2年度愛知県教員研修計画について

中田教職員課長が、令和2年度愛知県教員研修計画について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

これからプログラミング教育が重要だと言われている中で、コンピューター関連の講座も廃止となっているが理由は何か。

(山田総合教育センター所長)

ICT教育については、総合教育センターから教育企画課に一元化された。いわゆるパソコンスキルの講座は不要となってきた一方で、プログラミング教育は新しい形で考えている。センターの情報担当と教育企画課とで連携しながら、学校へ出向いて直接支援することも考えている。

(佐々委員)

日数にして22日が削減されたが、スリム化されたという認識でよいか。

(山田総合教育センター所長)

OJTに移行させていく。校外研修で行っていたものを「教員は学校で育つ」という考えのもと、校内研修として新たにプログラムを行うのではなく、日常業務の中で管理職と連携しながら研修できるシステムとしていく。理論的なことは校外研修で、実践的なことは校内研修で行い、校外研修を減らしていく。

(5) 損害賠償請求事件等について

中田教職員課長が、損害賠償請求事件等について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第16号 一斉休校に対しての「非正規」教員等へ給与支給等を求める請願
長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

今回の臨時休業に関して、職員の服務はどのようになっているか。

(中田教職員課長)

令和2年3月2日付けで、県立学校長・教育事務所長あてに「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務の免除について」の通知を発出した。内容は、一般職非常勤職員を含む職員が新型コロナウイルス感染症に感染しているとの診断を受けた場合に療養休暇を認める他、保健所から同感染症の検査要請、外出自粛要請を受けた場合や健康観察の対象とされた場合あるいは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合等に職務専念義務の免除とすることを可能としたものである。

申し出があった内容については必要に応じて、事実の聞き取り・確認を行った上で、校長が承認することとしている。

加えて、非常勤職員については、令和2年2月28日付け「新型コロナ

ウイルス感染拡大に伴う臨時休業期間中の職専免研修等の取扱いについて」という通知において、校長の承認を得て職務専念義務を免除することができることとしている。

その他にも、時差勤務制度の柔軟な対応を行うなど、職員の状況に応じた取扱いが出来るよう示している。

請願第17号 県立高校関係の各団体等への補助金等（所定支払金も含む）について、支出基準、根拠などを明確にすることを求める請願
長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（佐々委員）

所定支払金を支出する団体はどのように決定しているのか。

（宮川財務施設課長）

所定支払金を支出する団体については、情報交換等により本県の教育水準の向上に効果があると認められる団体とし、全国規模または、東海地区など、全国ではないものの愛知県の範囲を超えて組織されるものに限定している。現在は全国高等学校長協会や中部地区高等学校通信制教育研究会など、44団体となっている。

平成元年度まで、年会費の執行は、団体ごとに公費負担・私費負担・自己負担と様々であったが、現在では、先述の内容に合致する団体に対しては、統一して公費負担としている。

（佐々委員）

所定支払金を支出する団体の会計が、適切になされているかどうかの確認はどのように行っているのか。

（宮川財務施設課長）

所定支払金を支出する際には、予算執行書の決裁において、団体ごとの規約・会則等、予算書、決算書に記載された活動内容や経費の執行内容等が、公費負担に統一した当時の考え方に適合したものであるか確認をした上で支払いを行っている。

7 議案

第8号議案 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

稲垣総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があるため、教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第9号議案 愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

中田教職員課長が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員に人事評価を実施することに伴い、関係規定を整理する必要があるため、愛知県立学校教職員の評価に関する規

則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第10号議案 愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

中田教職員課長が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員に人事評価を実施することに伴い、関係規定を整理する必要があるため、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第11号議案 愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について

中田教職員課長が、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があるため、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第12号議案 愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について

高橋文化財保護室長が、あいち朝日遺跡ミュージアムの設置、管理及び廃止に関すること及び文化財の保護に関することが知事に移管することに伴い、関係する規則を廃止する必要があるため、愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第13号議案 令和2年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

小島高等学校教育課長が、令和2年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者選抜を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

海外から戻ってくる場合や9月始まりの学校のある国から移ってきた場合、情報が探しにくい。今後、外へ発信することがあれば、英文で出すことを含めて行うと趣旨が生きるのではないか。

(小島高等学校教育課長)

今後、情報を教育委員会のホームページ等で、英文を含め、発信できるよう考えていきたい。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、一斉休校に対しての「非正規」教員等へ給与支給等を求める請願及び県立高校関係の各団体等への補助金等（所定支払金も含む）について、支出基準、根拠などを明確にすることを求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名